

別紙2

基 発 0508 第 4 号
平成 29 年 5 月 8 日

別記のボイラーに係る
登録性能検査機関の長 殿

厚生労働省労働基準局長

ボイラーの自動制御装置の認定制度について

標記について、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 25 条第 2 項に基づく労働基準監督署長による自動制御装置の認定を適切に実施するため、別添のとおり、「適合自動制御装置の認定実施要領」を定めましたので、ボイラーに係る性能検査の際の参考としてください。

別記

損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役社長

一般社団法人日本ボイラ協会会長

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長